

運転免許証の相互承認に関する
財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

1. 財団法人交流協会及び亜東関係協会は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(13)及び(14)の規定に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう、平等互惠の原則に従い相互に協力することにつき合意した。

(1) 日本側にあつては、台湾の運転免許証及びその日本語による翻訳文を所持する者が、日本への入国後1年間、道路交通法第107条の2の規定で認められる条件の下、日本で運転することが認められること。台湾側にあつては、日本の運転免許証及びその中国語による翻訳文を所持する者が、台湾への入境後1年間、別添の対照表に定められた条件の下、台湾で運転することが認められること。

(2) 上記(1)にいう翻訳文の作成者を次のとおりとすること、また、日本側にあつては、これらの者が作成する翻訳文に係る認証の手續を要しないこと、台湾側にあつては、これらの者が作成する翻訳文に係る認証の手續を免除すること。

(a) 台湾の運転免許証に添付する日本語による翻訳文の発行者は次のとおり。

亜東関係協会、駐日台北経済文化代表事務所、駐日台北経済文化代表事務所横浜支所、台北経済文化大阪事務所、台北経済文化大阪事務所福岡支所、駐日台北経済文化代表事務所那覇支所、社団法人日本自動車連盟

(b) 日本の運転免許証に添付する中国語による翻訳文の発行者は次のとおり。

財団法人交流協会(台北事務所及び高雄事務所を含む。)

(c) 上記のうち財団法人交流協会及び亜東関係協会は、翻訳文の作成事務を、関係当局(台湾側にあつては交通部公路総局に所属する道路監理機関、台北市監理処又は高雄市監理処)又は十分な信頼性を備えた民間団体(日本側にあつては社団法人日本自動車連盟)にそれぞれ委託することができること。また、今後の状況を見つつ引き続き検討を行い、必要がある場合には上記(a)及び(b)に掲げる者以外の者を翻訳文の作成者として追加することができること。ただし、事務を委託する場合又は翻訳文の作成者を追加する場合には、双方いずれも事前に相手方に通知してその同意を得ること。

(3) 翻訳文には、運転免許証に記載されている運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証の発給場所、発給者、免許種別、当該免許で運転することのできる車両の種類、免許証番号、免許取得年月日、免許証交付年月日(日本の運転免許証の中国語による翻訳文に限り記載するものとする。)、有効期限及び免許の条件が記載されるとともに、翻訳文の作成年月日及び発行者の名称(上記(2)にて定められた者)が明記され、その押印がなさ

れ、通し番号が付されること。

(4) 上記(1)の措置により日本又は台湾で運転をする者に対し、安全運転についての広報・啓発が行われること。

2. この取決めは、双方が別途書面により相互に通知した日から効力を生ずるものとし、いずれか一方がこの取決めを終了させる意思を他方に通告した場合には、当該通告が受領された日から起算して30日の後に終了するものとする。ただし、終了時に既に日本に入国し、又は台湾に入国しており、その期間が1年を超えない運転者の取扱いについては、双方が別途協議することとする。

この取決めは、日本語及び中国語により各2部作成し、双方の代表は以上の証拠として、2007年8月8日、東京においてこれに署名した。

財団法人交流協会会長 服部 禮次郎

亜東関係協会会長 陳 鴻 基

別添

日本の運転免許証と台湾の運転免許証の
適用関係に関する対照表（注1）

日本の運転免許証の種類	台湾の運転免許証の種類
牽引+大型	連結車免許（E）
牽引+中型	
大型	大客車免許（D）
中型	
牽引+中型（限定8t）	小型車免許（B）（注2）
中型（限定8t）	
牽引+普通	
普通	
大型二輪	大型重型機器?踏車免許（A3）
普通二輪（注3）	
普通二輪（小型限定）	普通重型機器?踏車免許（A2）
原付	普通轻型機器?踏車免許（A1）

注1）この対照表の左欄に掲げる種類の日本の運転免許証で中国語による翻訳文が添付されたものを所持する者は、それぞれ、同表の右欄に掲げる種類の台湾の第一種運転免許を受けているものとみなし、これにより台湾域内にて日本で運転することができるものと同等の種類の自動車等を運転することを認めるものとする。

注2）「小型車」により車両総重量が750キログラム未満の被牽引車を牽引する場合における当該「小型車」を含む。

注3）日本の「普通二輪」の運転免許証により台湾域内で運転することのできる「大型重型機器?踏車」は、原動機の総排気量が550立方センチメートル以下のものに限られる。